

社会福祉法人あいあい福祉会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ) 保育所の経営

ロ) 老人短期入所事業の経営

ハ) 地域子育て支援拠点事業

ニ) 一時預かり事業

ホ) 老人デイサービス事業の経営

ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

ト) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人あいあい福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市松川町水原字神明山25番2に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を福島県福島市松川町浅川字仲松2番1に置く。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第5条 この法人に、7名以上11名以内で理事の定数を超える評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、この会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対しての報酬は、各年度において一人あたり10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬規程等の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

(評議員会の構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産および基本財産の処分
- (8) 解散または合併の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認

- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（評議員会の開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内及び事業計画と収支予算に関する事項を決議する会を開催するほか、必要がある場合に開催する。
(評議員会の招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議等)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票率の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとする。

(評議員会の議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く

- (1) 理事 6名以上10名以内
(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

- 4 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の資格)

第17条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちに
は、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、
理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法
人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族
その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはなら
ない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはなら
ない。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を
執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業
務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業
務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職
務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告
を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及
び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも
のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は
辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監
事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつ
て解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対する報酬は、評議員会において別に定める規程の基準に
従つて算定した額を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議等)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会に議長を置き、議長は理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときの理事会については、出席した理事の互選により議長を選出する。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事会に理事長が欠けたときは、出席した理事および監事が第1項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て福島市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、福島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福島市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島市長に届けなければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人あいあい福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただしこの法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 松崎 昇

理事 渡邊 友一

理事 矢崎 俊平

理事 茂木 勝男

理事 小熊 京子

理事 高荒 正子

監事 長澤 邦子

監事 鈴木 秀男

2 この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成15年8月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成16年7月23日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年9月15日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、（平成19年3月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成22年8月26日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年11月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成28年2月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島市長の認可のあった日（平成28年5月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成32年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成33年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成34年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成35年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成36年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成37年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成38年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成39年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成40年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成41年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成42年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成43年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成44年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成45年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成46年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成47年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成48年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成49年4月1日から施行する。

この定款の変更は、平成50年4月1日から施行する。

別表

基本財産

1. 土地

| | | | |
|----|----------------------|-----|--------------------------|
| 内訳 | 福島市松川町浅川字仲松 2 番 1 | 宅地 | 786.00 m ² |
| | 福島市松川町浅川字仲松 2 番 2 | 宅地 | 243.00 m ² |
| | 福島市松川町浅川字仲松 3 番 1 | 宅地 | 983.00 m ² |
| | 福島市松川町浅川字仲松 3 番 2 | 宅地 | 283.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字神明山 25 番 5 | 雑種地 | 6,139.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字神明山 25 番 6 | 雑種地 | 2,999.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字神明山 25 番 11 | 雑種地 | 398.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字神明山 25 番 3 | 宅地 | 396.69 m ² |
| | 福島市松川町水原字神明山 25 番 2 | 宅地 | 7,684.55 m ² |
| | 福島市松川町水原字八乙女 20 番地 1 | 宅地 | 574.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字八乙女 20 番地 2 | 雑種地 | 2,688.00 m ² |
| | 福島市松川町水原字八乙女 20 番地 3 | 雑種地 | 5.47 m ² |
| | 合 計 | | 23,179.71 m ² |

2. 建物

内訳

① 福島市松川町浅川字仲松 2 番地 1、2 番地 2、3 番地 1

家屋番号 2 番 1

種類 保育所

構造 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 810.78 m²

② 福島市松川町水原字神明山 25 番地 2、25 番地 3

福島市松川町水原字八乙女 20 番地 1

家屋番号 25 番 2

種類 養護院

構造 鉄骨造陸屋根 3 階建

| | |
|----|-------------------------|
| 1階 | 3,134.96 m ² |
| 2階 | 2,390.14 m ² |
| 3階 | 43.18 m ² |

符号 1 プロパン庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 4.90 m²

符号 2 物置 軽量鉄骨造アルミニウム板葺平家建 6.82 m²

符号 3 物置 軽量鉄骨造アルミニウム板葺平家建 6.82 m²

符号 4 プロパン庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 4.90 m²